

健やかな子ども育成対策特別委員会  
報 告 書

平成19年12月

健やかな子ども育成対策特別委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	委員会の活動状況	2
3	いじめ・不登校等問題行動対策について	
	(1) いじめ・不登校等問題行動等の現状と取組状況	4
	① 暴力行為	
	② いじめ	
	③ 不登校	
	④ 児童生徒一人一人の心を育てるための取組	
	(2) 今後取り組むべき対策の展開方向	11
	① 児童生徒一人一人の心を育てるための方策	
	② 問題行動等の早期発見、早期対応を図る方策	
	③ 学校の指導力を向上させ、指導の改善を図るための方策	
4	家庭と地域の教育力向上対策について	
	(1) 家庭と地域の教育力の現状と取組状況	14
	① 家庭の教育力	
	② 地域の教育力	
	(2) 今後取り組むべき対策の展開方向	19
	① すべての保護者を対象としたきめ細かな家庭教育支援の方策	
	② 社会全体による家庭教育支援の方策	
	③ 地域の教育力向上の方策	
	④ 県民総ぐるみで「健やかな子ども育成」に向けた取組を推進するための方策	
5	おわりに	23
6	委員会委員名簿	24
7	調査関係部課	24

## 1 はじめに

近年、都市化や高度情報化、少子高齢化などの進展に伴い、人々の価値観やライフスタイルがますます多様化・複雑化する中、家族や地域コミュニティの在り方もまた大きく様変わりし、子どもをめぐる様々な課題が顕在化してきた。

重大な少年犯罪の発生や少年非行の凶悪化・粗暴化の傾向に加え、学校におけるいじめや不登校などの問題行動等の発生も、依然として全国的に憂慮すべき状況が続いており、その背景として、子どもたちの規範意識や道徳心の低下も指摘されているところである。

また、子どもとの接し方が分からずに子育てに不安を抱える親や孤立する親が増えるなど、本来、子どもが基本的な生活習慣や善悪の判断、他人を思いやる心などを身につける最初の間であるべき家庭や、それを支える地域の教育力の低下を実感している人が多いとの調査結果も出ており、社会全体の規範意識や道徳心についても大きな課題となっている。

国においては、昨年、教育基本法を約60年ぶりに改正し、「公共の精神」「豊かな情操と道徳心」「伝統と文化の尊重」などの「教育の目標」を新たに設けたほか、「家庭教育」に関する条項において、「保護者が、子どもの教育についての第一義的な責任を有する」ことをはじめて明文化した。また、学校教育法や教育職員免許法等の改正を行うなど、大きな改革が推し進められている。県においても、基本理念を「栃木の子どもたちを、社会人として、職業人として、家庭人として、明日の社会をしっかりと担える人間に育てます。」とした「とちぎ教育振興ビジョン」を策定し、学校教育、家庭教育、社会教育等の振興を図っているところである。

また県においては、特に、いじめ・不登校等問題行動等の解決を重要課題の一つとして位置づけ、子どもたち一人一人の豊かな人間性を育てるための取組や、いじめや不登校などの問題行動等の早期発見・早期対応を図る方策を講じてきたが、いじめについては、子どもの人権にかかわる重大な問題でもあり、解消に向けた対策の充実がこれまでも増して必要となっている。

さらに、すべての保護者を対象とする家庭教育支援の環境づくりを進め、将来の栃木県を担う子どもたちを健やかにはぐくむことは、学校や家庭、地域など社会全体が担うべき重要な責務であるという認識の下、社会の宝である子どもたちを、県民総ぐるみではぐくむ気運の醸成に努めることが求められる。

本委員会では、「健やかな子どもを育成するための対策に関する調査研究について」を付議事件とし、①いじめ・不登校等問題行動対策、②家庭と地域の教育力向上対策の2つの重点テーマについて、関係者との意見交換や、現地調査など積極的な調査・研究を行ってきた。

本報告書は、その調査・研究活動の結果を取りまとめたものである。

## 2 委員会の活動状況

- (1) 平成19年5月17日(木) [第1回委員会 定例会中]
- ① 第289回臨時会において本委員会が設置され、委員が選任された。  
正副委員長の互選の結果、委員長に木村好文委員が、副委員長に小瀧信光委員が選任された。
- ② 閉会中の継続調査事件として、次の1件を議長に申し出、議決された。  
・健やかな子どもを育成するための対策に関する調査研究について
- (2) 平成19年5月30日(水) [第2回委員会 閉会中]
- ① 委員席を決定した。
- ② 重点テーマを次のとおり決定した。  
・いじめ・不登校等問題行動対策について  
・家庭と地域の教育力向上対策について
- ③ 年間活動計画を決定した。
- ④ 健やかな子どもを育成するための取組状況について、教育委員会事務局教育次長、同学校教育課長及び生涯学習課長から説明を受け、質疑を行った。
- (3) 平成19年6月21日(木) [第3回委員会 定例会中]
- いじめ・不登校等問題行動の現状と対策について、教育委員会事務局教育次長、同学校教育課長から説明を受け、質疑を行った。
- (4) 平成19年8月1日(水)～3日(金) [第4回委員会 閉会中]
- ① 京都市教育委員会、こどもみらい館を訪問し、家庭・地域の教育力向上を図るための取組について、関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- ② 兵庫県議会を訪問し、児童生徒の諸問題の解決を図るための取組について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- (5) 平成19年9月3日(月) [第5回委員会 閉会中]
- ① 家庭と地域の教育力向上対策について、教育委員会事務局生涯学習課長から説明を受け、質疑を行った。
- ② 栃木県立足利工業高等学校において、学校と企業の連携による「5S」の取組について関係者から説明を受け、意見交換を行った。

- (6) 平成19年10月2日(火) [第6回委員会 定例会中]  
健やかな子どもを育成するための総合的な取組について、教育委員会事務局学校教育課長から報告を受けた後、論点整理を行った。
- (7) 平成19年11月29日(木) [第7回委員会 閉会中]  
総括討議(報告書骨子)を行った。
- (8) 平成19年12月17日(月) [第8回委員会 定例会中]  
報告書(案)について、検討及び取りまとめを行った。

### 3 いじめ・不登校等問題行動対策について

#### (1) いじめ・不登校等問題行動等の現状と取組状況

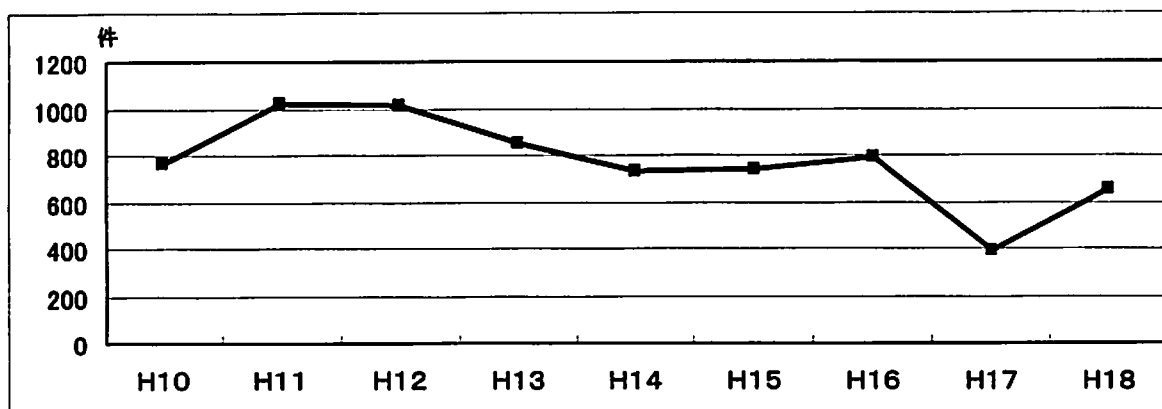
##### ① 暴力行為

##### ア 現状

文部科学省による、児童生徒の問題行動等調査において、暴力行為とは、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力（対教師、生徒間以外）、器物損壊の4つの形態をさす。

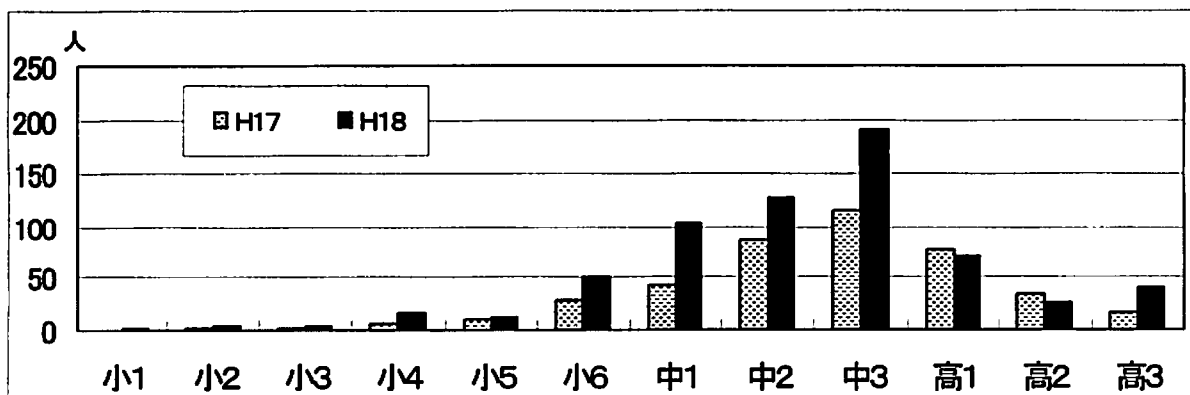
本県小・中・高等学校における暴力行為の発生件数の推移はグラフ1のとおりである。暴力行為の発生件数は、平成11年度をピークに減少傾向にあり、平成17年度には過去最低を記録したが、平成18年度調査では増加に転じている。

グラフ1 暴力行為発生件数の推移



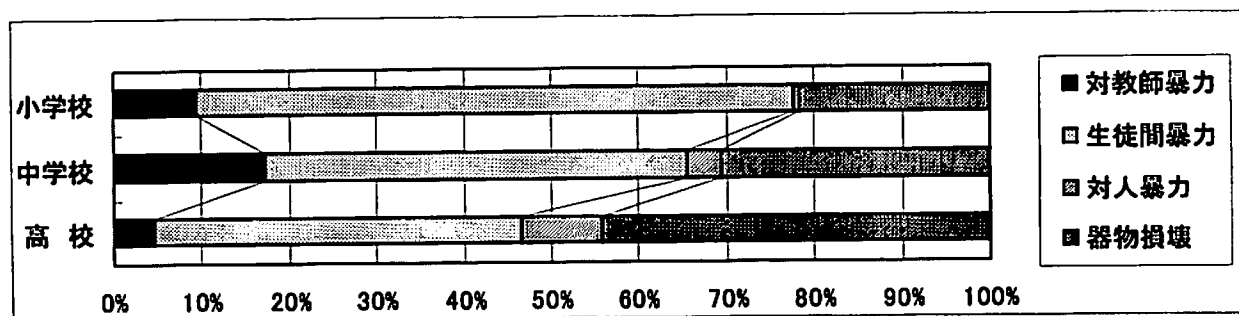
平成17年度と平成18年度における学年別の暴力行為発生状況はグラフ2のとおりである。暴力行為発生件数は、小学校から中学校にかけて学年進行で増加し、特に中学校で急増する傾向がみられる。逆に、高等学校では、概ね学年進行で減少している。

グラフ2 学年別暴力行為発生状況



さらに、平成18年度における暴力行為の内訳はグラフ3のとおりである。暴力行為の中では、生徒間暴力が最も多く、以下、器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順となっており、この傾向は、全国やこれまでの本県の調査結果と同様である。

グラフ3 平成18年度における暴力行為の発生種別割合



## イ 取組状況

県教育委員会では、有識者などからなる児童・生徒指導推進委員会の中で、教師用指導資料「暴力行為を予防するための方策」を作成し、予防的な取組についてまとめ、各学校に配布するとともに、教職員研修を充実させ、暴力行為の未然防止のための教員の指導力、対応力の向上を図っている。

また、暴力行為の未然防止には、社会と一体となって児童生徒に規範意識などを身に付けさせることが大切であり、各学校において、警察や家庭裁判所、保護司会などと連携を図った非行防止教室等の取組が充実するよう、関係機関との協力体制の整備を図っている。

さらには、繰り返し暴力行為を起こすなど、学校の指導に従わず問題行動を起こす児童生徒の立ち直り支援のために、学校、教育委員会、関係機関（児童相談所、警察など）などによるサポートチーム支援を推進している。

## ② いじめ

### ア 現状

平成17年度までの問題行動等調査におけるいじめの定義は、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」である。

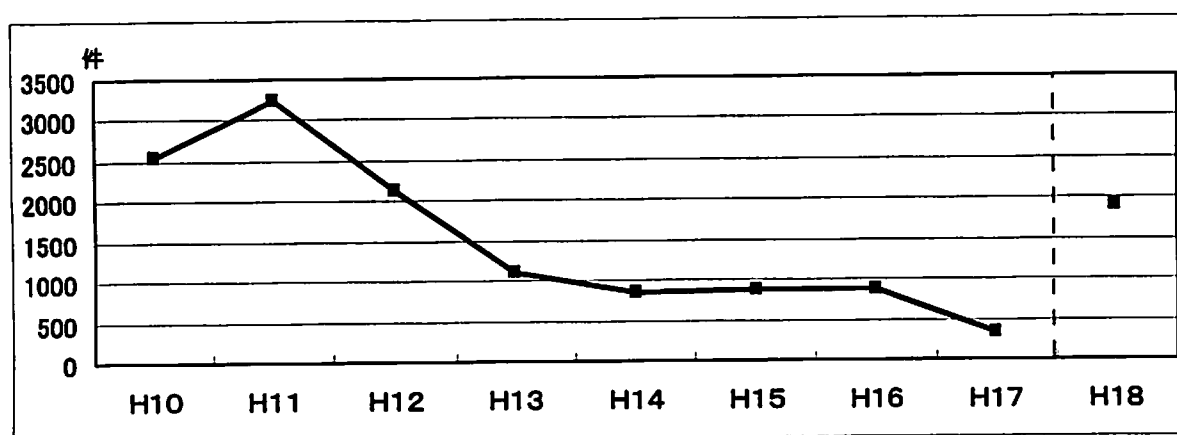
本県小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの発生（認知）件数の推移の状況はグラフ4のとおりである。いじめの発生（認知）件数は平成11年度をピークに大きく減少し、その後1,000件弱で推移していたが、平成17年度に再

び大きく減少し、ピーク時の約10分の1となった。

さらに、いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が全国で相次いで発生したことを受け、平成18年度の調査から、いじめの定義が「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と、いじめられた児童生徒の立場に立って、幅広くとらえるよう変更になった。同時に、各学校に対して、「確認できた以外にもいじめはあるかもしれない。」という危機感を常に喚起する意味からも、発生件数が認知件数に改められた。

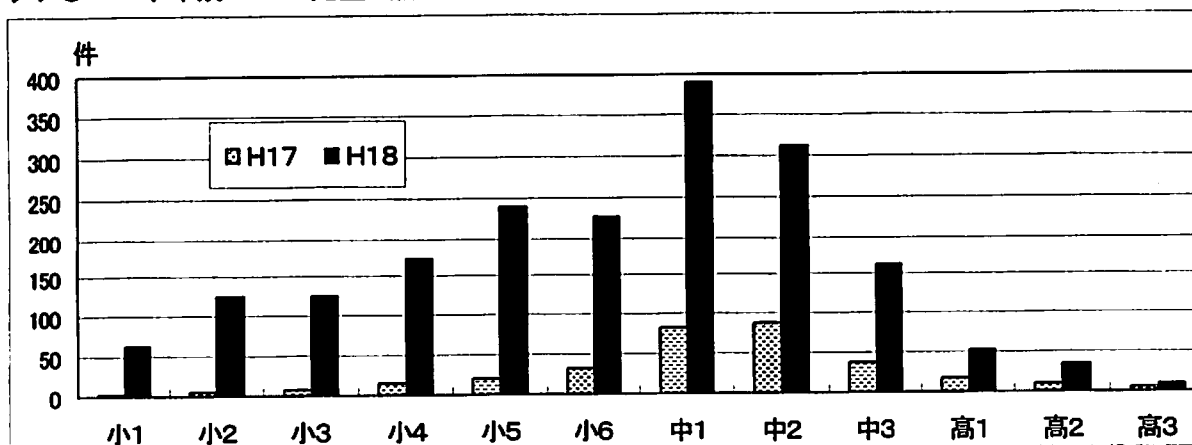
そのため、平成18年度調査における認知件数については、それ以前の発生件数との単純な比較はできない。

グラフ4 いじめ発生（認知）件数の推移



各学年ごとの変化の特徴を明確にするために、平成17年度と平成18年度における学年別のいじめ発生（認知）状況をグラフ5に示した。小学校では、暴力行為の発生件数同様、概ね学年進行での増加がみられるが、小6から中1にかけて急激に増加する傾向がある。逆に、中学校から高等学校にかけては、学年進行で減少する傾向にある。この傾向は全国や例年の調査結果と同様である。

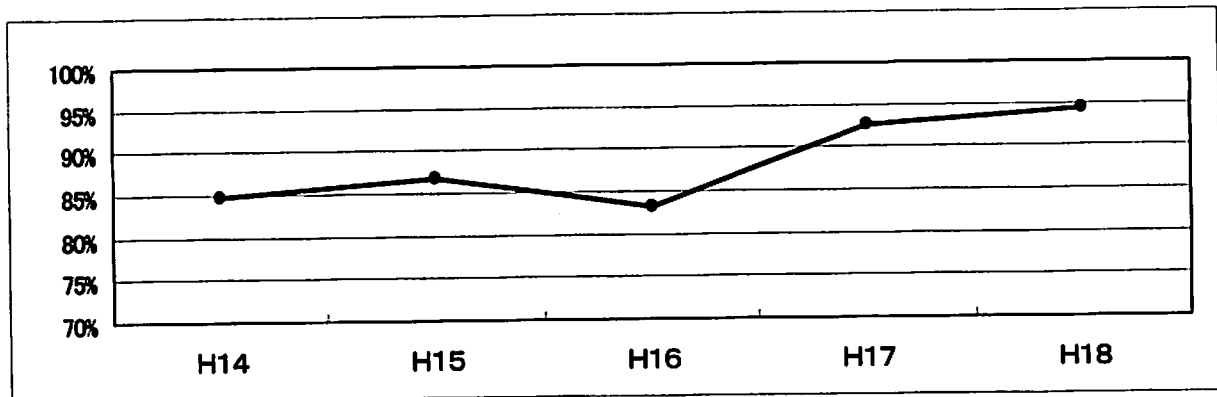
グラフ5 学年別いじめ発生（認知）状況





さらに、いじめの解消状況の推移についてはグラフ6のとおりである。年度ごとに若干の変動はあるものの、少しずつ上昇傾向にある。

グラフ6 いじめの解消状況の推移



## イ 取組状況

県教育委員会は、いじめ問題の解決を本県教育の重要課題の一つとして、その解決に向け、総合的かつ継続的に取り組んでいる。

特に、すべての中学校における35人学級編制、小学校低学年での36人以上学級への非常勤講師配置及び学校支援非常勤講師の配置による本県独自の少人数学級を推進するとともに、スクールカウンセラーの配置を進めるなど、きめ細やかな相談・支援体制の整備を図っている。

また、いじめ問題の解決には、いじめを早期に発見し、いじめられている児童生徒を守るとともに、いじめにかかわるすべての児童生徒に対する適切な指導を行い、二度といじめを起こさせないことが大切である。そのためには、教職員の指導・対応力の向上と各学校の組織的な指導体制の充実が不可欠なことから、指導資料や啓発資料の配布、教職員研修の実施を継続的に行うとともに、各教育事務所に設置した「いじめ・不登校等対策チーム」が、県内すべての学校への訪問を行い、学校等の体制強化に関して指導、支援を行っている。同時に、学校からの要請に応じ、解決が困難な個々のいじめ問題についても、その解決に向けた学校支援を行っている。

さらに、平成19年度には、「いじめ早期発見・早期対応プロジェクト事業」を立ち上げ、いじめの予防や早期発見・早期対応の在り方等をまとめた教師用指導資料『「いじめ」の理解と対応』を県内全教職員に、いじめ防止のために家庭で取り組むべきことをまとめた「家庭用リーフレット」を全児童生徒の家庭に配布した。同時にこれらの資料を参考にして、県内のすべての学校が創意工夫しながら、いじめ撲滅運動を展開している。

### ③ 不登校

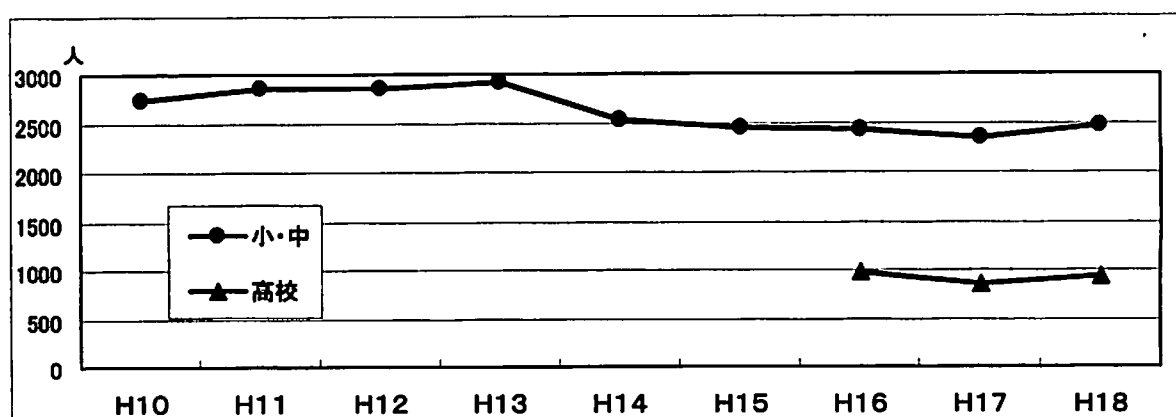
#### ア 現状

不登校児童生徒とは、「当該年度において、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由の児童生徒を除いたもの」である。

本県小・中学校における不登校児童生徒数の推移はグラフ7のとおりである。不登校児童生徒数は、平成13年度をピークにやや減少傾向にあるが、依然として高い数値で推移している。

また、平成16年度からは、高等学校における不登校生徒数の調査が開始されている。

グラフ7 不登校児童生徒数の推移



平成18年度調査において、不登校となった直接のきっかけは表1のとおりである。直接のきっかけは、「いじめ以外の友人関係」、「学業不振」、「親子関係」、「その他本人にかかわる問題」など多種多様である。

表1 平成18年度 不登校となった直接のきっかけ

区 分	小学校	中学校	高 校	区 分	小学校	中学校	高 校
いじめ	19	72	13	入学、転編入学等	13	96	72
いじめ以外の友人関係	58	431	130	家庭生活環境の変化	47	112	27
教職員との関係	13	43	4	親子関係	103	201	73
学業不振	27	186	121	家庭内の不和	25	109	45
進路にかかる不安	-	-	48	病気による欠席	41	114	66
部活動等の不適応	3	62	3	その他本人にかかわる問題	186	736	394
学校のきまり等	3	67	24	その他	39	112	53

一方、不登校継続の理由は表2のとおりであるが、「無気力」、「不安など情緒的混乱」などが多い。

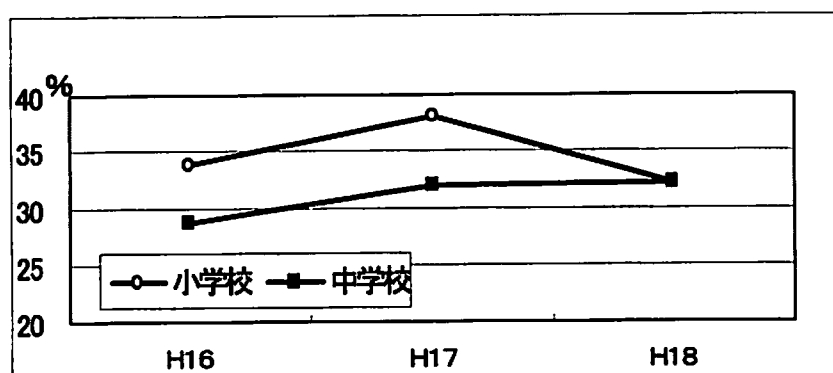
表2 平成18年度 不登校継続の理由

区分	小学校	中学校	高校	区分	小学校	中学校	高校
いじめ	2	12	1	無気力	157	677	308
いじめ以外の友人関係	40	278	94	不安など情緒的混乱	193	596	213
教職員との関係	10	18	0	意図的な拒否	31	130	95
その他の学校生活上の影響	19	154	100	その他	81	159	128
あそび・非行	3	235	72				

不登校から、指導の結果登校できるようになった児童生徒数、いわゆる復帰率の推移はグラフ8のとおりである。全体的な傾向としては年々上昇傾向にはあるが、平成18年度調査では、小学校において低下が見られている。また、復帰した児童生徒は、不登校児童生徒全体の3分の1程度であった。

一方、各市町教育委員会で設置している適応指導教室への通級者に限れば、約7割が学校復帰を果たしているが、全不登校者のうち、適応指導教室に通級している者は約2割である。

グラフ8 不登校児童生徒の復帰率の推移



## イ 取組状況

不登校問題の解決を図るには、日ごろから、子どもたちの社会性の向上に取り組むなど、不登校を未然に防止する取組と、不登校の予兆となるサインの把握に努め、適切な手だてを講ずる早期発見・早期対応の取組が重要である。

不登校の未然防止を図るには、日々の授業や学校行事などの様々な教育活動をととして、児童生徒一人一人に存在感、達成感を与えるとともに、発達段階に応じながら、対人関係を結ぶ力を培い、社会性を高める指導を行うことが有効である。そのため、教職員研修を充実させるとともに、指導資料などの配布を行い、継続的に各学校の指導の充実を図っている。

また、不登校を早期に発見し早期に対応するためには、児童生徒が抱える様々な悩みを児童生徒自身が適切に受け止められるよう、適確に周囲が支援することが大切である。そのため、県教育委員会では、少人数学級の推進とともに、各学校の教育相談体制の充実のために、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの学校配置を実施している。平成18年度配置校は、小学校28校、中学校105校、高校13校、合計146校であったが、平成19年度には、小学校66校、中学校134校、高校16校、合計216校と70校の拡充がなされた。

また、「いじめ・不登校等対策チーム」による学校訪問や、「問題行動等未然防止プログラム事業」による校内研修により、組織としての各学校の対応力向上を図っている。

さらに、不登校になってしまった児童生徒の学校復帰には、市町教育委員会が運営する適応指導教室での支援も効果的であることから、相談員の配置に要する経費の補助を行っている。同時に、適応指導教室での取組を通じて得られた、早期の学校復帰に向けた効果的な指導法や効果的な連携の在り方などについての指導資料を作成し、各学校に配布している。

#### ④ 児童生徒一人一人の心を育てるための取組

##### ア 規範意識の醸成

子どもたちをめぐる社会環境が大きく変化する今日、問題行動等を予防、解決するとともに、すべての児童生徒の健全な成長を図るためには、社会のルールやマナーを遵守するという規範意識をはぐくむための指導の充実が極めて重要である。そのため、平成19年度には「とちぎの徳育推進事業」を立ち上げ、学校と家庭が連携して取り組むことができる指導プログラムを作成するなどにより、児童生徒一人一人の規範意識や倫理観の高揚に取り組んでいる。

##### イ 思いやりの心の育成

児童生徒の心を健やかにはぐくむためには、各学校での道徳教育が極めて重要であり、道徳の授業の一層の改善・充実が不可欠である。そのため、平成19年度には、「思いやりの心を育てる道徳推進事業」を立ち上げ、優れた道徳の授業の実践を映像資料（DVD）にまとめ、校内研修用の指導資料として県内全小・中学校に配布し、一層の改善、充実を図っている。

##### ウ 人権尊重の精神の涵養

いじめは心に傷を残し、将来にも影響を与える、子どもの人権にかかわる重大な問題である。そのため、人権週間の推進や人権に関する啓発資料の配布などをおして、各学校の指導の充実を図っている。

また、各学校では、指導資料「『いじめ』の理解と対応」を活用し、一人一人

に、いじめを絶対にしないと強く決意させるとともに、自分の行為の中にいじめの芽がないかに気付く力や人間関係のトラブルを解決できる力の育成に、継続的に取り組んでいる。

#### エ 体験活動の充実

児童生徒の心をはぐくんでいくためには、人や社会とかかわる力を育てたり、自己の生き方を見つめたりする機会として、発達段階に応じた様々な体験が重要である。そこで、県教育委員会では、「体験活動ジョイントプログラム事業」により小・中学校9年間を見通した一貫性のある体系的な体験活動プログラムの開発を行っている。それらを受け、各学校では創意工夫をこらし、自然体験、ボランティア体験、職場体験など、様々な活動を実施している。

さらに、「ふれあい活動高校生のつどい」などを実施することにより、自主的・創造的な活動等の発表の場や他校生とのふれあいの機会を与えるなど、体験活動の充実を図っている。

### (2) 今後取り組むべき対策の展開方向

健やかな子どもを育成していくためには、生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識や倫理観など、児童生徒一人一人の心を豊かにはぐくんでいくという長期的な対策と、問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応などの機動的かつ細やかな対策とをしっかりと車の両輪に位置づけ、各学校が、保護者や地域社会の協力を得ながら着実に取り組んでいくことが重要である。

#### ① 児童生徒一人一人の心を育てるための方策

ア 各学校においては、道德教育の充実とともに、体験活動の充実を大きな柱に据え、生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識や倫理観などの豊かな人間性をはぐくむことを目指した「心の教育」を実践している。

県教育委員会としても、「とちぎの徳育推進事業」や「思いやりの心を育てる道德推進事業」などをおして、各学校の取組を支援しているが、今後とも児童生徒一人一人の心を育てるための各学校の取組が一層充実するよう、継続して学校支援を行う必要がある。

イ また、各学校における「あいさつ」や「校内美化」、「読書の推進」や「早寝早起き朝ごはん」などの地道な取組が大切であり、それらを支援することも重要である。なかでも、清掃活動や整理整頓を県内すべての幼稚園、保育所、小・中・高等学校での着実な実践を推し進めるとともに、職業人としての規範意識などを醸成するためにも、職業系専門学科高等学校においては、企業と連携した取組が

望まれる。

ウ さらに、家庭の協力が不可欠なことから、家庭において親と子が一緒に学べる道徳教材を作成するなど、学校と家庭が連携して取り組むことができるよう学校支援を行う必要がある。

また、家庭教育においては、基本的な生活習慣を身に付けさせることが大切であり、特に正しい食習慣は重要である。そのためには、各学校における食に関する指導の充実を図るとともに、各家庭及び地域と連携した食育を一層向上させる必要がある。

## ② 問題行動等の早期発見、早期対応を図る方策

ア 暴力行為、いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動等の改善に向け、県教育委員会では、教育相談・支援体制の充実、教職員研修による指導力の向上、いじめ・不登校等対策チームによる学校支援など、総合的な対策を講じているが、それらの対策が効果をあげることができるよう、施策の一層の改善、充実を図る必要がある。

イ 特にいじめについては、子ども一人一人の人格形成や人間観・社会観の形成にとって、計り知れない影響を与える、人権にかかわる重大な問題であり、何としても解決を図らねばならない問題である。本年、県教育委員会は、いじめ早期発見・早期対応プロジェクト事業を立ち上げ、教師用指導資料や保護者用リーフレットを作成し、各学校を核としたいじめ撲滅運動を展開中であるが、この取組が今後も各学校で継続・実施され、保護者、地域を巻き込んだ全県的な取組となることが望まれる。

ウ 教育相談・支援体制の強化については、特に各学校へのスクールカウンセラーの配置を推し進めているが、スクールカウンセラーは、様々な不安や悩みを抱えた子どもたちへの支援と同時に、臨床心理に関する専門的な助言により、教職員が自信を持って指導にあたることができるようになるなど、対応力の向上にも効果があることから、各学校におけるきめ細やかな対応をさらに充実させ、特に不登校問題の改善を図るためにも、その配置拡大を図る必要がある。

エ また近年、様々な保護者への支援が必要になるなど、求められる学校支援の内容はますます多様化してきている。現在、各教育事務所のいじめ・不登校等対策チームは、児童生徒や保護者から直接相談を受けるとともに、緊急かつ重大な事態発生の際の学校支援を行っているところであるが、さらに、各学校が抱える様々な課題に対して一層適確な支援が行えるよう、課題解決に役立つノウハウを有した専門家チームと連携できるシステムを構築するなど、学校支援機能を強化する必要がある。

オ 現在、問題行動等を起こす個々の子どもに対しては、学校、関係機関等が連携協力してサポートチームによる支援を実施している。サポートチームによる支援の際には、その子が将来にわたって生きていく地域の協力が不可欠なことから、地域人材の活用をすすめるなどの条件整備を図り、取組を一層充実させる必要がある。

③ 学校の指導力を向上させ、指導の改善を図るための方策

ア 健やかな子どもをはぐくむことを目指した各学校の着実な取組を一層推し進めるためには、教職員一人一人の資質・指導力の向上を図るとともに、学校の信頼を回復させ、教職員が子どもたちに対して「ならぬものはならぬ」と自信と誇りをもって指導できるよう、また、子どもたちと向き合う時間が十分に確保されるような教育環境を整備するなど、行政がしっかりと学校を支える必要がある。

イ 教職員一人一人の資質向上を図るためには、教育に対する情熱をもった人材を採用できるよう、採用方法の一層の改善を図る必要がある。また、指導力の向上を図るために現在実施している教職員研修の一層の充実を図るとともに、教職員の社会的な視野を広げ、組織運営能力などの向上を図るために、民間企業の協力を仰いだ研修や、民間の人材育成セミナーを活用した研修など効果的な教職員研修の在り方を一層研究する必要がある。

#### 4 家庭と地域の教育力向上対策について

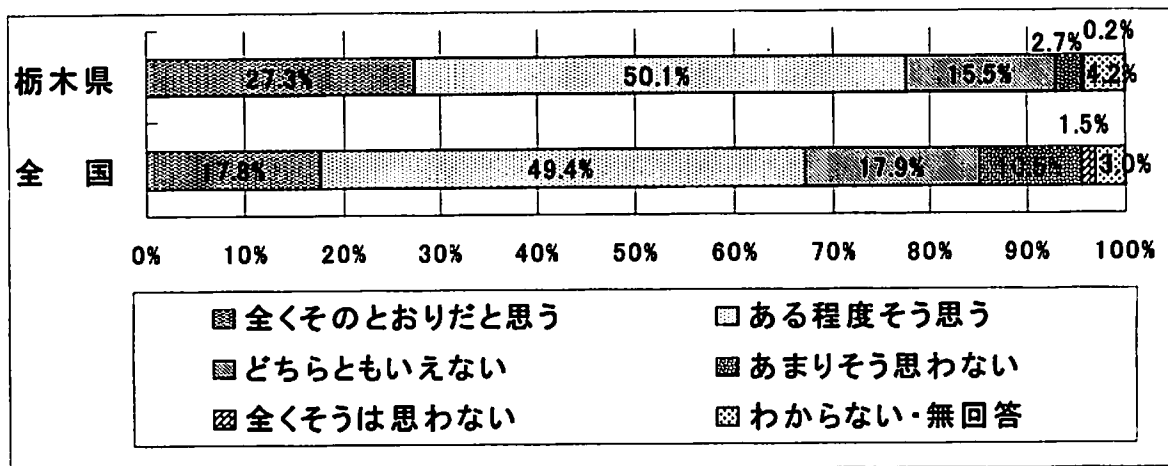
##### (1) 家庭と地域の教育力の現状と取組状況

###### ① 家庭の教育力

###### ア 現状

家庭教育は、すべての教育の原点であり、健やかな子どもをはぐくむうえで家庭の果たす役割は重要である。しかし、近年、家庭の教育力の低下が指摘されている。国及び県教育委員会による調査において、グラフ1のとおり、国では約7割の保護者が、県では約8割の保護者が家庭の教育力が低下しているにとらえている。

グラフ1 家庭の教育力は低下していると思いますか



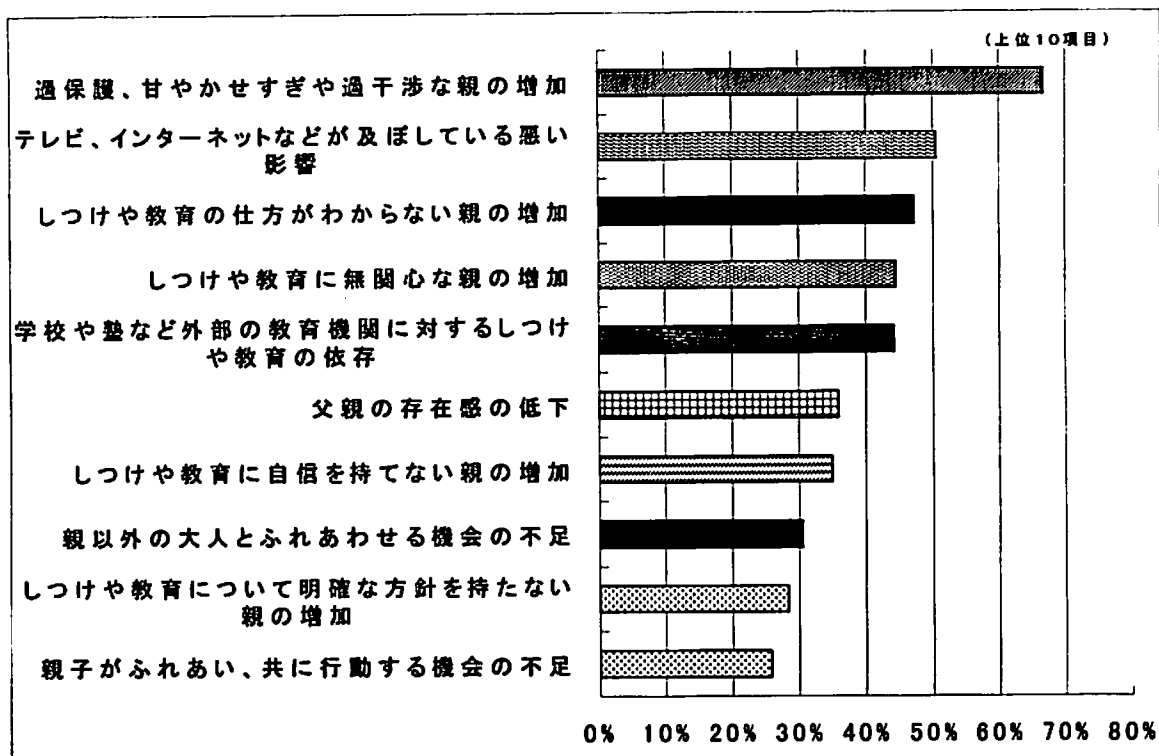
栃木県：栃木県教育委員会調査（平成19年）n=20～69歳の男女1,177人

全国：国立教育政策研究所内家庭教育研究会（平成13年）n=25～54歳の男女3,859人

また、その主な理由として、グラフ2のとおり、国の調査では「過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」が最も高く、以下「テレビ、インターネットなどが及ぼしている悪い影響」、「しつけや教育の仕方がわからない親の増加」の順に高い結果となっている。県の調査では、グラフ3のとおり、「しつけや教育の仕方がわからない親の増加」が最も高く、「過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」、「親以外の大人とふれあわせる機会の不足」の順に高い結果となっている。国も県も、多くを子の教育について第一義的責任を有する親の問題との結果が出ており、国の「テレビ、インターネットなどが及ぼしている悪い影響」や、県の「親以外の大人とふれあわせる機会の不足」等、子どもを取り巻く環境や交流活動不足の問題も高い割合を示している。



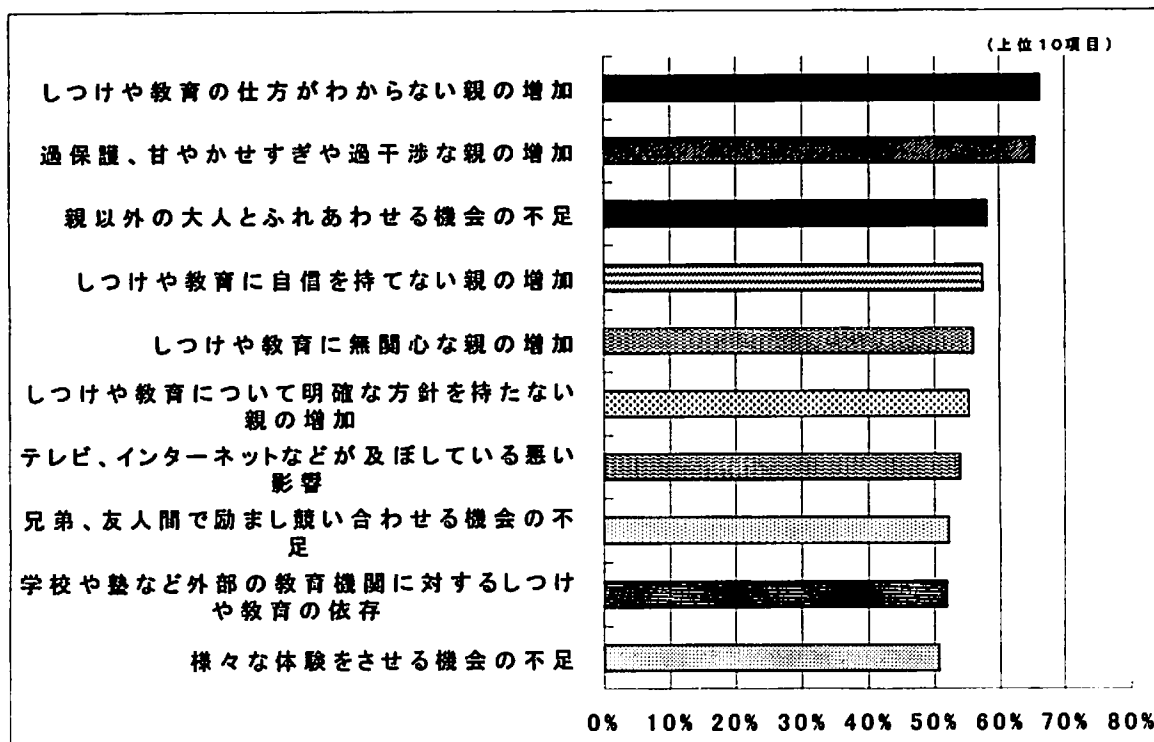
グラフ2 家庭の教育力が低下した理由（全国）



国立教育政策研究所内家庭教育研究会 「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年)

n=25~54歳の男女3,859人

グラフ3 家庭の教育力が低下した理由（栃木県）



栃木県教育委員会（平成19年） n=20~69歳の男女1,177人

## イ 取組状況

家庭の教育力向上のためには、すべての保護者への家庭教育支援、社会全体による家庭教育支援が重要である。県教育委員会では、すべての保護者を対象とした家庭教育支援として、平成18年3月に子育てについて必要な知識やスキル等を主体的に学ぶことができる参加型の「親学習プログラム」を作成し、その指導者を187名養成するとともに、乳幼児検診や就学時健診、保護者会等、同じ学齢の子を持つ保護者が多く集まる機会をとらえ、19カ所で研修を実施した。今年度も、引き続き指導者を110名養成するとともに、効果のあった機会をとらえたプログラム活用促進事業を、127カ所で各市町教育委員会や家庭教育関係団体と連携を図りながら実施している。

指導者の養成については、各市町教育委員会と連携を図り、家庭教育オピニオンリーダー研修を実施している。修了者で組織されている栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会を中心に、地域に根ざした自主的な学習や相談活動を行っている。

家庭教育に関する普及啓発事業としては、小学校から中学校へと子どもの生活環境が大きく変化する時期である小学校6年生の全保護者を対象に、資料「思春期の子どもを理解するために」を作成し、年2回シリーズで配布している。

また、家庭教育相談事業として、保護者からの家庭教育に関する悩みや不安、子どものいじめや不登校等についていつでも相談できるよう、電話相談「家庭教育ホットライン」を実施している。子ども専用の「いじめ相談さわやかテレホン」とあわせ、専門の相談員が対応している。今年度10月からは、メールによる相談を実施し、相談機会の充実を図っている。

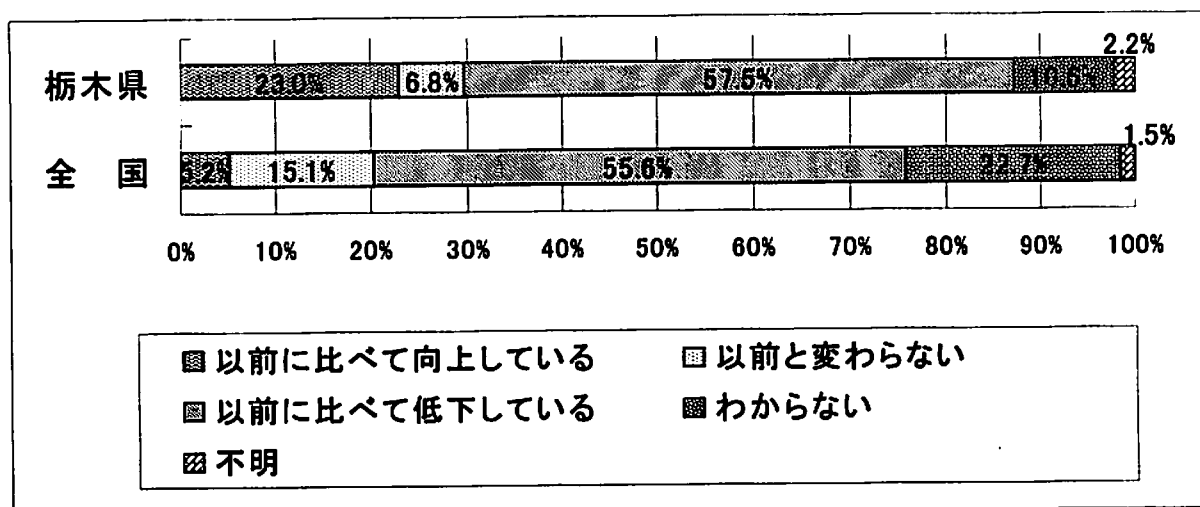
さらに、社会全体による家庭教育支援として、「とちぎ家庭教育支援フォーラム」を県内4地区で実施している。地域の家庭教育指導者や行政職員、教職員等が一堂に会し、実践的な家庭教育支援方策に関する事例研究や研究協議をとおして、社会全体で家庭教育を支援する気運の醸成に努めている。

## ② 地域の教育力

### ア 現状

健やかな子どもをはぐくむうえで、地域の果たす役割は重要である。自分の子ども時代と比べた今の地域の教育力については、グラフ4のとおり、「自分の子ども時代に比べて低下している」が、栃木県も全国も過半数を占めている。「自分の子ども時代と比べて向上している」は、栃木県が全国を大きく上回っている。

グラフ4 自分の子ども時代と比べた今の地域の教育力

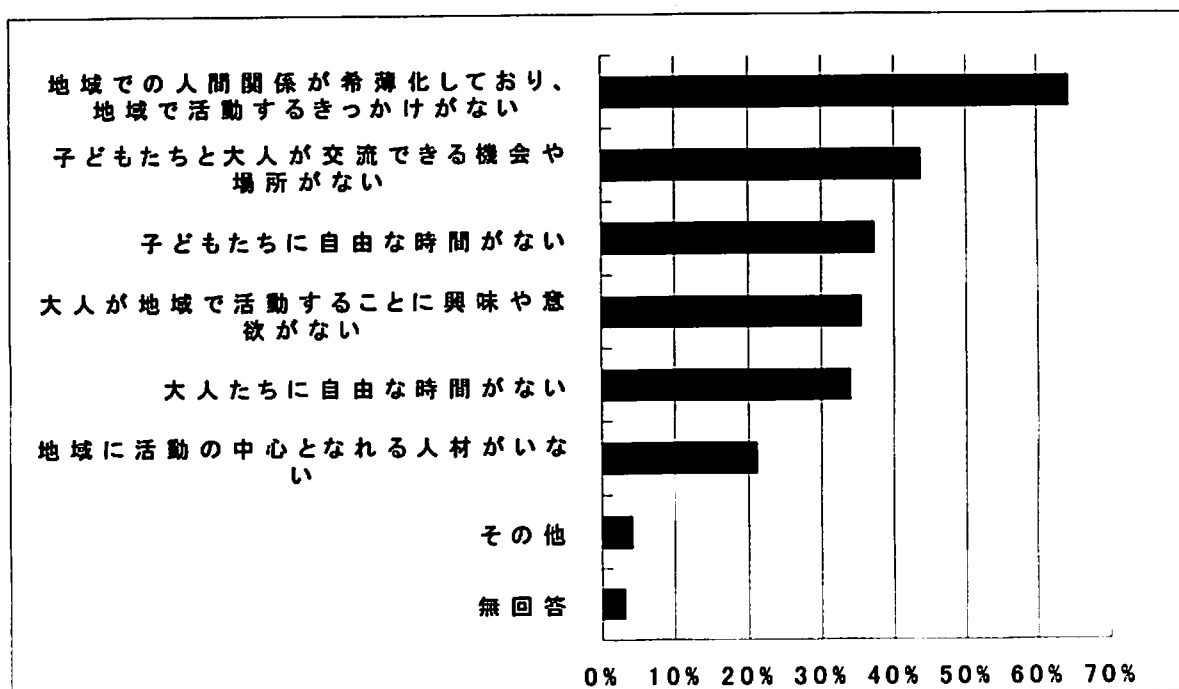


栃木県：県政世論調査（平成19年）n=1,246人

全国：文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」（平成17年）n=2,888人

「地域の教育力」を阻害する要因としては、グラフ5のとおり、「地域での人間関係が希薄化しており、地域で活動するきっかけがない」が6割を超え最も高く、以下、「子どもたちと大人が交流できる機会や場所がない」、「子どもたちに自由な時間がない」の順となっている。

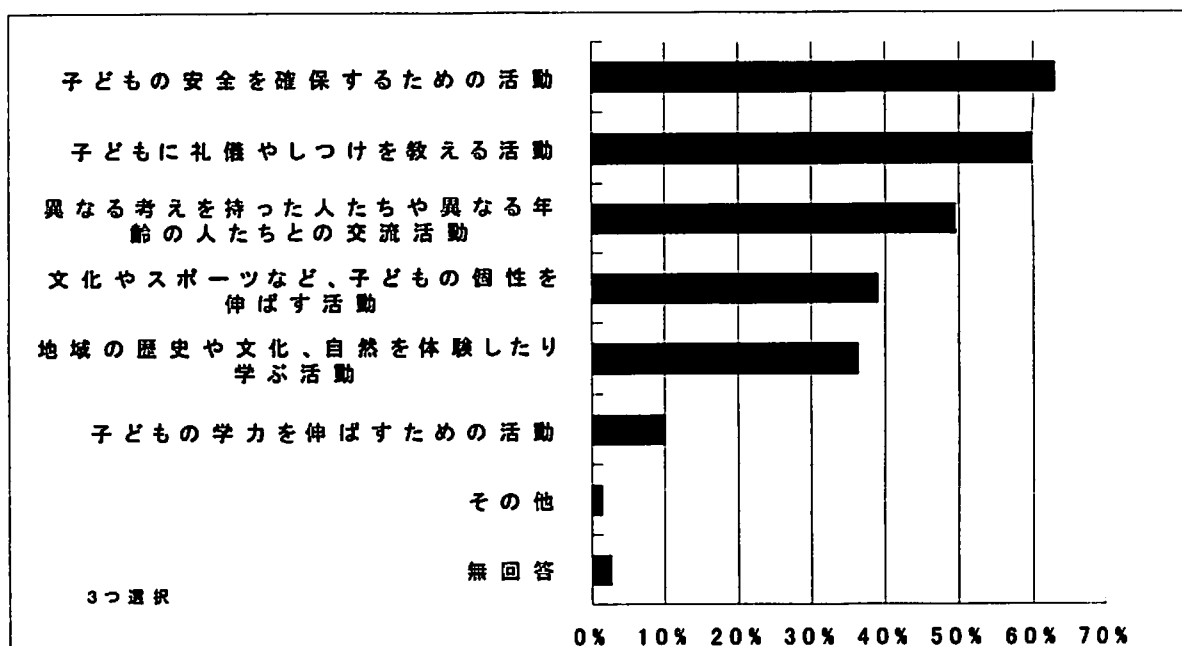
グラフ5 「地域の教育力」を阻害する要因（栃木県）



栃木県：県政世論調査（平成19年）n=1,246人

「子どもを健やかに育むために必要だと思う地域での活動」は、グラフ6のとおり、「子どもの安全を確保するための活動」と「子どもに礼儀やしつけを教える活動」が6割前後と高く、「異なる考えを持った人たちや異なる年齢の人たちとの交流活動」が約5割と高い。「異なる考えを持った人たちや異なる年齢の人たちとの交流活動」が約5割となっている。

グラフ6 子どもを健やかに育むために必要な地域での活動（栃木県）



栃木県：県政世論調査（平成19年）n=1,246人

## イ 取組状況

県教育委員会では、平成13年度から、子どもを核とした様々な年代の人々との交流活動、体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として、全県的に推進している。各教育事務所にふれあい学習課を設置し、ふれあい学習推進事業として、企画委員会を中心に、地域で子どもをはぐくむ活動について課題や方策を協議する「ふれあい学習ネットワーク」の開催や、情報誌の作成・配布を行っている。

さらに、平成14年度から16年度までの3年間は、小学校区や公民館区ごとに、地域で子どもたちをはぐくむ組織（実行委員会）を作り、放課後や週末に、生活体験・社会体験・自然体験活動や異年齢交流活動などの機会を地域の子どもたちに提供する「家庭と地域の教育力活性化事業」を実施し、最終年度の16年度には42のモデル地区で活動が行われた。

平成16年度からは、国においても、「地域の教育力」の再生のために、地域で子どもをはぐくむ活動づくりである「地域子ども教室推進事業」の展開が進められ、本県では、最終年度の平成18年度には、62教室で活動が行われた。

今年度からは、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」からなる「放課後子どもプラン」が新たにスタートし、全小学校区での展開を目指している。本県においても7市町30教室の「放課後子ども教室」が順次活動を始めている。また、教室の指導者やボランティア、コーディネーターを対象に、「放課後子どもプラン指導者研修」を実施し、教室の安全確保や活動づくり等の講話、研究協議により、活動づくりの支援を行っている。

## (2) 今後取り組むべき対策の展開方向

家庭教育はすべての教育の原点であり、健やかな子どもの育成において家庭の果たす役割は大きい。今後、すべての保護者を対象とした家庭教育の支援、家庭教育を保護者だけが担うのではなく、社会全体で支えていくことのできる環境づくりのための取組が一層重要である。

また、健やかな子どもを育成するために、地域の教育力向上を図るための取組が重要である。

### ① すべての保護者を対象としたきめ細かな家庭教育支援の方策

ア 家庭教育に関する学習機会提供の充実については、すべての保護者にいかに働きかけ、家庭の教育力を向上させるかが重要である。

そのためには、すべての保護者が集まる機会をとらえて、計画的に学習機会を提供する必要がある。県教育委員会では、平成18年3月に子育てについて必要な知識やスキルを学ぶ参加型の「親学習プログラム」を作成し、各市町教育委員会や関係団体と連携しその普及・定着を図っている。今後、さらに幼稚園や保育所、学校、企業等と連携を図り、就学時健康診断時や保護者会等すべての保護者が集まる機会をとらえ、学習機会を提供することが必要である。その際、小学校区等でのモデル地区での取組を実施し、全県に計画的に広げていく必要がある。

イ また、父親が積極的に子育てに参加し、学校の教育活動を支援するとともに、地域の子どもは地域ではぐくむという気運を高めることが重要であり、父親の家庭教育参加促進を図ることが大切である。そのためには、小学校区や中学校区等でPTA等を母体にした「おやじの会」等の組織化や活動支援を具体的に行う必要がある。

ウ 家庭教育支援のすべてを行政が担うのではなく、家庭教育オピニオンリーダー連合会や子育て支援グループ等の民間団体が主体的に行うことも重要である。これらの団体においては、各市町教育委員会と連携し、子育て講座や親子の体験教

室、意見交換会等、地域に根ざした家庭教育支援を民間レベルで実施している。今後、これらの団体と連携し、真に支援を必要とする保護者への具体的な取組を実施する必要がある。

エ 県教育委員会では、保護者からの子育てについての悩み等の相談事業として、「家庭教育ホットライン」の電話相談事業を実施し、今年度10月からはメールによる相談を開始し、その悩み解消に努めている。今後、支援を必要とする保護者に行政から主体的に働きかける方策として、乳幼児検診の機会に保健福祉部局と連携し、訪問相談の実施や学習機会への参加促進等を図る必要がある。

オ 地域に根ざした家庭教育支援を実施するには、家庭教育支援者を養成することが重要である。県教育委員会では、家庭教育オピニオンリーダーや親学習プログラム指導者を養成しているが、今後、家庭教育支援事業と指導者を結ぶコーディネーターの養成を新たに加え、各市町教育委員会と連携を図りながら、効果的な学習機会の提供とともに、家庭教育支援者の計画的な養成に努める必要がある。

## ② 社会全体による家庭教育支援の方策

ア 今日の子育ての教育力の低下は、個々の親だけの問題だけではなく、都市化、核家族化、少子化、地域の人々とのつながりが減少したことなど、親や子どもを取り巻く社会全体の大きな変化の中で、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境が変化したことが指摘されている。保護者が気軽に相談できたり、保護者同士が交流できるような気運の醸成、環境づくり等、社会全体による家庭教育支援の充実を図ることが重要である。行政の役割として、家庭教育に関する学習機会の提供や啓発活動、教育相談、指導者の登録・派遣等の機能を担う家庭教育支援センターを整備し、県内の家庭教育支援を長期的展望に立って体系的に推進し、社会全体で親の子育てを支援する必要がある。

イ 社会全体による家庭教育支援を効果的に実施するためには、例えば小学校区ごとに学校連携コーディネーターを核にした協議会を設置するなど、学校、家庭、地域、企業等が連携を密にして、地域における継続的な支援活動が展開されるように、体制整備に努める必要がある。

ウ 特に、企業との連携を図る上では、家庭教育支援を企業が具体的に進めるための啓発を行うとともに、協力・協賛企業の登録促進や、企業の学習会に出前講座を行ったり、イベント等に家庭教育支援事業を共催で行うなどの具体的な取組を実施していく必要がある。

## ③ 地域の教育力向上の方策

ア 地域の教育力の向上を図るためには、地域で子どもをはぐくむ活動に、子ども

を核とした様々な年代の人々が交流し、新たな人間関係を醸成し、コミュニティの再生を図ることが必要である。県教育委員会では、平成13年度から、子どもを核とした様々な年代の人々との交流活動、体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として、全県的に推進してきた。子どもたちの健やかな成長は、地域における様々な人との「かかわり」「交わり」が不可欠であり、地域で意図的にふれあう活動に参加できる体制づくりが求められている。そのため今年度からは、小学校区で地域住民との交流を図りながら様々な体験・交流・学習活動を子どもたちに提供する「放課後子ども教室推進事業」を実施しているが、その実施地区はまだ限られたものであり、今後も、各市町と連携を図りながら、全県的な実施を支援することが重要である。また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との連携を密にしていく必要がある。

イ 今後、全小学校区での展開を支援するためには、各地域の指導者の養成やスキルアップを図る必要がある。放課後子ども教室の指導者やコーディネーターを対象とした実践的な研修の充実に一層努める必要がある。

ウ また、学校・家庭・地域が連携協力して各小学校区での活動づくりや組織づくりを進めるに当たっては、県教育委員会が具体的な支援を行うことが必要である。その際、地域の特色を活かした活動を日常的・継続的に子どもたちに提供できるよう、団塊の世代等の地域のボランティアの方々の活躍を視野に組織化を図り、地域の子どもは地域ではぐくむ気運を醸成する必要がある。

#### ④ 県民総ぐるみで「健やかな子ども育成」に向けた取組を推進するための方策

ア 本県の次代を担う子どもたちを、「健やかに育成」するためには、学校、家庭、地域が協力しあい、企業などとも連携し、県民総ぐるみで取り組むことが大切である。

そのため本県では、心豊かでたくましい青少年を地域社会全体ではぐくむために、すべての県民が心をつなげて取り組むことを目指した県民運動、「とちぎ心のルネッサンス運動」を県、県教育委員会、県警察本部、(財)とちぎ青少年子ども財団が主唱し、推進しているところである。

さらには、県教育委員会では、「とちぎ心のルネッサンス運動」の趣旨を踏まえつつ、地域をあげて大人たちが相互に連携しながら子どもを育てていくことの重要性を広く県民に訴えていく「栃木の子どもをみんなで育てよう運動」を展開しているところである。

イ こういった運動の浸透が一層全県下において図られ、学校、家庭、地域、企業それぞれに対して、実効ある具体的な行動を促す必要がある。

そのため、学校、家庭、地域、企業などが互いに協力しあって「健やかな子ども

も育成」に取り組む県民の気運を一層高めるためには、県民一人一人が、大人としての役割と責任を具体的にどう果たせばよいのか、また、学校、家庭、地域、企業の果たすべき責務、それらがどう連携・協力しあえばよいのかなどを明確に示す必要があり、「とちぎ心のルネッサンス運動」との整合性を図りつつ、「健やかな子ども育成のための県民憲章」などを策定していく必要がある。

ウ 同時に、教育に与えるメディアの影響は極めて大きい。学校教育において、情報社会における正しい判断や望ましい態度をはぐくむための取組を一層充実させることが極めて重要であるが、同時に、情報発信する側に対しても、子どもを健やかにはぐくんでいくための役割を明確にしたり、「健やかな子ども育成」のために協力を仰ぐなどの具体的な働きかけを積極的に行う必要がある。



## 5 おわりに

少子高齢化が進み、人口が減少する時代にあつて、栃木県が将来にわたつて発展を続けていくためには、すべての活動の原動力となる「人づくり」が重要である。

本委員会では、子どもたちは未来を創り出す「社会の宝」であり、栃木県の将来を担う子どもたちを健やかに育成することは、県民総ぐるみで取り組むべき重要課題であるとの認識の下、「いじめ・不登校等問題行動対策」と「家庭と地域の教育力向上対策」について、調査研究・議論を重ね、報告書を取りまとめたところである。

まず、いじめ・不登校等問題行動対策については、子どもたち一人一人の心を豊かにはぐくむ長期的な対策と、問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応などの機動的で細やかな対策とを車の両輪に位置づけ、各学校が、保護者や地域社会の協力を得ながら着実に取り組んでいくことが重要である。

また、家庭と地域の教育力向上対策については、「家庭教育はすべての教育の原点」との認識に立ち、すべての保護者を対象とした学習機会提供の充実や、家庭教育支援者の計画的な養成に努める必要がある。

さらに、規範意識や倫理観が大きく低下し、人としてのあり方が問い直されている中にあつては、学校、家庭、地域、企業などの果たすべき責務や連携・協力を明確にした「健やかな子ども育成のための県民憲章」の策定などを通して、県民総ぐるみで取り組む気運を醸成することも求められる。

県においては、教育委員会事務局をはじめとする関係部局の緊密な連携の下、この報告書に盛り込まれた提言が、県政運営に十分に反映されるよう強く要望する。なお、厳しい行財政状況ではあるが、次代を担う子どもたちを健やかにほぐくむことの重要性にかんがみ、予算上の特段の配慮を求めるものである。

併せて、県議会としても、最大限の支援・協力を惜しまない考えであることを申し添える。

## 6 委員会委員名簿

### 健やかな子ども育成対策特別委員会

委員長	木村好文
副委員長	小瀧信光
委員	保母欽一郎
	金子裕
	津久井富雄
	山口恒夫
	若林和雄
	櫛淵忠男
	星一男
	山田美也子
	板橋一好

## 7 調査関係部課

教育委員会事務局 教職員課

学校教育課

生涯学習課